

内閣參質一九二二第七一號

平成二十八年十二月二十二日

内閣總理大臣 安倍晋三

參議院議長伊達忠一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出中途退学者の学業の継続支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出中途退学者の学業の継続支援に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「中途退学者への学業支援」の意味するところが必ずしも明らかではないが、高等学校等の中途退学者への支援に関する政府の方針について一例を挙げれば、「教育振興基本計画」（平成二十五年六月十四日閣議決定）において「挫折や困難を抱えた子ども・若者（例えば、若年無業者、ひきこもり、高校中退者など）や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働・保健・医療行政等と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行う」としている。

二について

文部科学省においては、厚生労働省と連携し、「高等学校中途退学者等を対象とした地域若者サポートステーション及びハローワークと学校との連携の確保について」（平成二十七年五月二十日付け二十七初児生第四号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）及び「高等学校等、地域若者サポートステーション及びハローワーク等の関係機関間の連携強化による中途退学者等への切れ目ない支援の実施について」

(平成二十八年六月二十日付け二十八文科初第四百六十四号・職発〇六二〇第九号・能発〇六二〇第四号文部科学省初等中等教育局長及び生涯学習政策局長並びに厚生労働省職業安定局長及び職業能力開発局長連名通知)を発出しており、その中で、各都道府県教育委員会等に対し、中途退学者に対する「進路等の適切なカウンセリング等の追指導」を行うことや、高等学校等が、地域若者サポートステーション及びハローワーク等と連携して「中途退学者、中途退学し就労等へ進路変更することが明確化した者及び進路未決定卒業者」に対し、地域若者サポートステーション等が実施する支援の内容等について詳細な情報提供を行うことを求めているところであり、これらを踏まえ、各都道府県教育委員会等において、お尋ねの「中途退学者に対する情報提供」が適切に行われているものと認識している。